

概要版

澁川市 男女共同参画計画

後期計画
平成26年度～平成30年度

平成26年3月
澁川市

計画が目指す方向

性別にかかわらず一人ひとりの考え方や生き方が尊重され、
その個性と能力を十分に発揮することができる

男女共同参画社会の実現

渋川市が目指す男女共同参画社会の実現に向けた基本理念



男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじると共に、男女の差別をなくし「男」、「女」である以前にひとりの人間として能力を発揮できる社会を築きます。



国際的協調

国際社会における相互理解と協力のもとに、男女共同参画社会の実現を目指します。



社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができる社会を築きます。



政策の立案等及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、あらゆる方針決定の場に共同して参画できる社会を築きます。



家庭生活における活動と他の活動の両立

男女がお互いに協力し、家族としての役割を果たしながら、仕事をしたり、学習したり、地域活動をしたりできる社会を築きます。

基本目標Ⅰ 男女平等意識の高揚と人権尊重

施策目標1 男女平等意識の高揚とジェンダーに敏感な視点に立った制度・慣行の見直し

- 主な施策
- (1) 家庭・地域・事業所へ向けた男女平等・男女共同参画の意識づくり
 - (2) 意識改革のための広報、啓発活動の推進



施策目標2 男女平等意識を育む教育の推進

- 主な施策
- (1) 学校教育等における男女平等教育の推進
 - (2) 男女平等の視点に立った社会教育の推進

施策目標3 女性の性の尊重

- 主な施策
- (1) リプロダクティブ・ヘルス／ライツの理解の促進と母子保健の充実

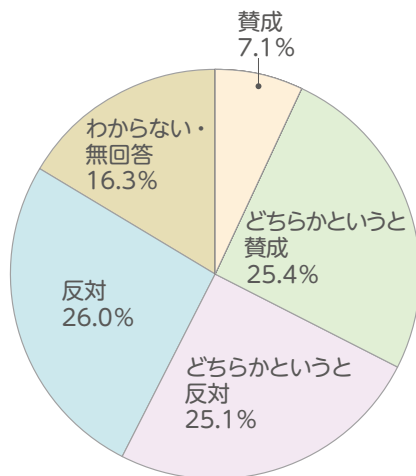


施策目標4 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- 主な施策
- (1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための啓発
 - (2) 被害者支援システムの整備・充実



“夫は外で働き妻は家庭を守るべきである”について
(市民意識調査より)



基本目標Ⅱ 家庭における男女共同参画の促進

施策目標1 男女が家庭責任を担える環境づくり

- 主な施策
- (1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
 - (2) 家事・育児・介護における男女共同参画の促進

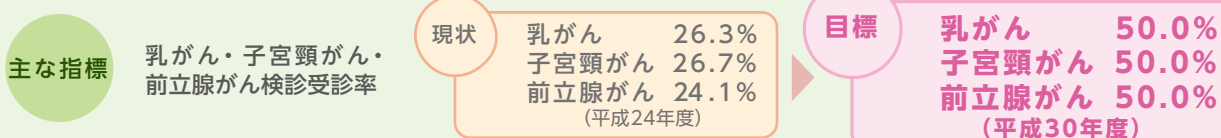


施策目標2 子育てや介護を社会で支える環境づくり

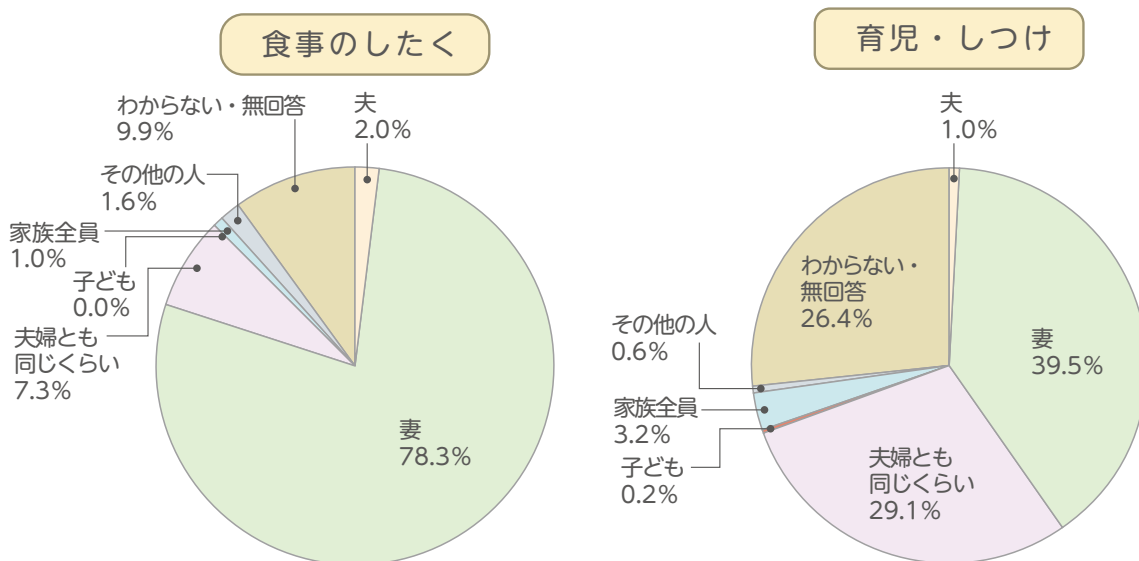
- 主な施策
- (1) 子育てにかかわる多様なサービスの提供と支援
 - (2) 介護にかかわる多様なサービスの提供と支援

施策目標3 心身の健康づくりへの支援

- 主な施策
- (1) 生涯を通じた健康づくりの推進
 - (2) 生涯にわたるスポーツ活動の推進



家庭の仕事分担について (市民意識調査より)



基本目標Ⅲ 地域社会における男女共同参画の推進

施策目標1 政策・方針決定の場への女性の参画推進

- 主な施策
- (1) 各種審議会等への女性の参画推進
 - (2) 女性の市政参画の促進

主な指標 審議会等委員への女性の登用率

現状 20.8%
(平成25年度)

目標 30.0%
(平成30年度)

施策目標2 様々な分野への女性の参画促進

- 主な施策
- (1) 地域活動における男女共同参画の促進
 - (2) 防災における女性参画の推進

主な指標 防災会議における女性委員登用率

現状 10.0%
(平成25年度)

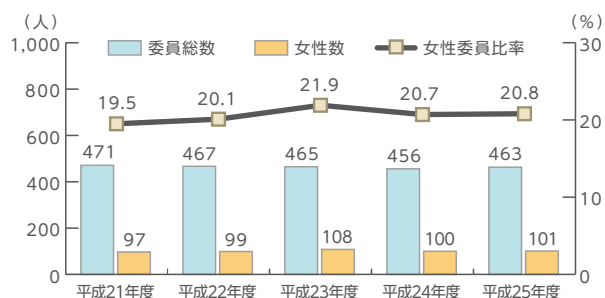
目標 15.0%
(平成30年度)

施策目標3 地域活動と生活支援の充実

- 主な施策
- (1) ひとり親家庭などの自立のための相談・支援体制の充実
 - (2) 地域活動の促進

参考データ

本市の審議会女性委員比率の推移



施策目標4 国際社会理解と交流活動の推進

- 主な施策
- (1) 多文化共生と国際理解の推進
 - (2) 国際交流事業の充実

基本目標Ⅳ 就業における男女共同参画の推進

施策目標1 男女が対等なパートナーとして働く環境整備

- 主な施策
- (1) 事業所における仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の促進
 - (2) 商工自営業者・農業等の従事者の労働条件の向上

主な指標 職場において男女平等と感じている市民の割合

現状 21.4%
(平成24年度)

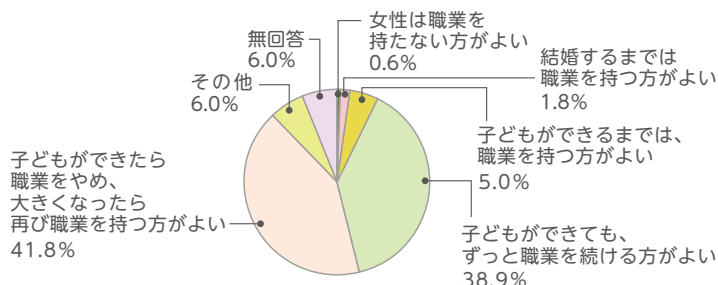
目標 25.0%
(平成30年度)

施策目標2 女性のチャレンジ支援

- 主な施策
- (1) 女性の人材育成と登用の促進
 - (2) 再就職等への支援と環境整備

参考データ

一般的に女性が職業をもつことについて (市民意識調査より)



計画の改定にあたって

国においては、平成11(1999)年に男女共同参画社会基本法が制定され、男女が、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現を21世紀の最重要課題として取り組みが進められていますが、家庭生活や、地域社会、就業の場など様々な分野で解決しなければならない問題があり、国際社会においても女性に対する暴力の根絶や、男女の意思決定の場へ均等に参画することが求められています。

本市の現状としては、性別による役割分担意識や、これに基づく社会慣行は依然として根強いものがあります。こうした状況を踏まえ、本市は平成21年3月に「渋川市男女共同参画計画」を策定し、推進してきましたが、5年が経過することから、社会情勢の変化等に対応するため、平成25年度に中間見直しによる改定を行い、後期計画を策定しました。

計画の位置付け

男女共同参画社会基本法第14条に基づく市町村男女共同参画計画で、平成21年3月に策定した「渋川市男女共同参画計画」の後期計画です。

計画の期間

今回(平成25年度)の中間見直しにより策定した後期計画の期間は、平成26年度(2014年度)から平成30年度(2018年度)までの5年間とします。

計画の推進に向けて

計画の推進に向け、計画の進行管理の実施、庁内の推進体制などの機能充実強化に努めていきます。また、市民参画の推進と市民などによる評価の実施、地域活動団体と事業所などとの連携の強化を図っていきます。



渋川市
男女共同参画計画
後期計画
(概要版)

発行年月：平成26年 3月
発行：渋川市
〒377-8501 群馬県渋川市石原80
TEL 0279-22-2111(代)